

カスタマーバッファ制度の概念図

- ① カスタマーバッファ制度の利用を希望する受託清算参加者は、あらかじめカスタマーバッファとしての担保（日本円）を預託。また、清算委託者毎の利用上限額及び日中証拠金不足時への充当可否を申告する。
- ② 清算委託者の債務負担申請時及び日中証拠金計算時に、清算委託者自身の担保が不足していた場合、自動的にカスタマーバッファ口座から当該清算委託者口座に担保を充当する（カスタマーバッファを充当したとしても担保が不足する場合は、一切の充当は行わず、債務負担申請を棄却する。）。
- ③ 午後7時時点の清算約定に基づき算出した当初証拠金所要額により、清算委託者の預託担保の過不足額を計算する上では、清算委託者口座に充当されていたカスタマーバッファは、受託清算参加者のカスタマーバッファ口座へ戻る。

